重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び埼玉県 有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地等

	(ふりがな)		い	るまふじさわこうら	らくえん					
住宅の名称	入間藤沢幸楽園									
所在地※1	(郵便番号 358-0011)								
州在地 次(埼玉県入間市下藤沢3丁	目25番1								
	電話番号			(04-2901-8989					
本级生	FAX番号			(04-2901-8980					
連絡先	メールアドレス			<u>y.matsu</u>	ki@hakuhouka	i.com				
	ホームページアドレス		"http://irumafujisawa-kourakuen.com/							
利用交通手段	☑ 1. 電車(₫	西武池袋 線	武蔵藤	沢 駅から	徒歩	で	3分)		
利用又過于权	□ 2. その他()		
	☑ 1. 所有権	□ 2.	賃借権	□ 3. 19	使用貸借による	権利				
住宅に関する権			月	日から	э 平成	年	月	日まで		
原	契約の自動更新	口あり	口なし							
	抵当権の有無	□あり	口なし							
施設に関する権	☑ 1. 所有権	□ 2.	賃借権	□ 3. 億	使用貸借による	権利				
原※2	期間 平	成 年	月	日から	o 平成	年	月	日まで		
	契約の自動更新	口あり	□なし							
	☑ 1. 所有権	□ 2.	賃借権	□ 3. 億	使用貸借による	権利				
敷地に関する権	期間平	成 年	月	日から	。 平成	年	月	日まで		
原	契約の自動更新	□あり	□なし							
	抵当権の有無	口あり	口なし							

(※1)住居表示が決定している場合は住居表示を記載すること。

建築前で、建物の所在、住居表示が決定していない場合は、土地の地番を記載すること。

(※2)施設とは、「9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」を指す。 施設の運営者の権原を記載すること。運営者が複数いる場合、規模が最も大きい施設の運営者の権原を記載し、 その他の運営者の権限について、入居者へ説明すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☑ 法人	□ 個人
商号、名称	(ふりがな)	いりょうほうじんしゃだん はくほうかい
又は氏名		医療法人社団 白報会
<i>1</i> ≥ =r	(郵便番号 340-0011)
住 所 (法人にあっては 主たる事務所)		埼玉県草加市栄町3丁目1番14-3号
エにの手切が		電話番号 048-930-1550
法人の役員	別添	1 のとおり
	(ふりがな)	
	商号、名称、又は氏名	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	住所(法人にあっては主 たる事務所の所在地)	(郵便番号)
C 60 60 750 E 7		電話番号
	法人の役員	別添 2 のとおり

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)	いるまふじされ	っこうらくえん				
	入間藤沢幸楽園						
	(郵便番号	358-0011)				
事務所の所在地	埼玉県入間市下藤沢3丁目25番1						
			電話番号 04-2	2901–8989			

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	120	戸					
居住部分の 規模	(最小)	18. 30	m [*]					
况 恢	(最大)	20. 05	m [*]	詳細について	「は、別添3のとおり			
	共同利用設備 ■ あり	□ なし						
構造及び設備	構造	鉄筋コンクリ-	ート造	階 数	地上 9 階建			
	☑耐火建築物 □準耐火建築物 □その他()							
	建築物の延床面積 5793.24	m (うちせ	ナービス付き高齢者	向け住宅部分	3887. 47 m²)			
竣工の年月	平成 27 年	2 月	27 日					
	■ 登録基準に適合している							
加齢対応構造等	■ エレベーターを備えてい	る						
	■ 緊急通報装置を備えてい	る						

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	□ 賃貸借契約 □ 終身建物賃貸借契約 ■ 利用権契約					
八佰夫前切前	□ その他()					
入居契約が賃貸 借契約でない場 合には、その旨	賃貸借契約に該当せず、住居と状況把握・生活相談サービス以外のサービスの提供 (食事の提供等)が一体となって契約されているため。					
終身賃貸事業者 の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている					
入居者の資格	 ▼次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者+同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。) 					
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり					

事業開始時期	2015	年	4 月	1 日から	
--------	------	---	-----	-------	--

6 利用料金

	サービスの種類			拐	供形態	ट्रंतर			提供σ)対価 (概算	(・月額)	
	状況把握・生活相談		自ら		委託				約		円	
高齢者生活支援	食事の提供		自ら	Ø	委託		提供	しない	約	50, 000	円	詳細につい
サービス	入浴等の介護		自ら		委託		提供	しない	約		円	ては、別添
	調理等の家事		自ら		委託		提供	しない	約		円	4のとおり
	健康の維持増進		自ら		委託		提供	しない	約		円	
	その他		自ら		委託		提供	しない	約		円	
家賃の概算額	(最低)	約	79, 8	00		円		住一-	゛レの巾	内容は別済	チュのト	t II
多貝の似昇 俄	(最高)	約	79, 8	00		円		EFC		1台は別点	K 2 07 C	83 9
共益費の概算額	(最低)	約	35, 1	00		円						
六重貝の似弁領	(最高)	約	35, 1	00		円						
敷金の概算額	(最低)	約	239, 4	100		円			5	家賃の	2	月分
放业 07似弃识	(最高)	約	239, 4	100		円				か良の		תת
水道光熱費の支払 方法			水泊	直光熱	費はき	共益費	こ含む					
前払金※の有無	□ <i>b</i> .	9		Ø	なし							
家賃等の前払金の 概算額	(最低)	約				円	(最高)	約			円
特定施設入居者生	■ 指定を受けてい	る	1	个護保	:険事業	美所番	号(11	728014	31)	١
活介護事業所	□ 指定を受けてい	ない										
地域密着型特定施 設入居者生活介護	□ 指定を受けてい	る	1	个護保) 険事業	所番	号 ())
事業所	■ 指定を受けてい	-										
介護予防特定施設 λ 层考生活介灌虫	■ 指定を受けてい	る	1	个護保	:険事業	美所番-	号 (11	728014	31))

ハルロエルハ 吸ず 業所	□ 指定を受けていない					
介護サービス情報	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は別紙※のとおり					

※「介護サービス情報公表システム」の掲載内容を印刷したもの。

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠							
家賃	近傍同種の家賃相当額を参考に設定							
共益費(管理費)	事務管理費、生活サービスの人件費、共用施設の維持管理費、光熱水費により算定							
敷金	家賃の3ヶ月分							
高齢者生活支援サービス	人件費により算定							
食費	朝食:460円 昼食:655円(おやつ代含む) 夕食:550円							
その他								

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金算定の根拠)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護に 対する自己負担	(各介護度における1日の単位数+該当する各種加算) ×地域単価(入間市:10.27) ×利用日数× 介護保険負担割合証に応じた負担割合
特定施設入居者生活介護に おける人員配置が手厚い場 合の介護サービス(上乗せ サービス)	なし

※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

前払金の算定根拠			
想定居住期間(償却年数)			
償却開始日		入居日	
想定居住期間を超えて契約が 領する額	継続する場合に備えて受		
初期償却率			%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終 了 入居後3月を超えた契約 終了		
前払い金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等	手の名称	
2信託契約を行う信託会3保証保険を行う保険会		会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会 4 全国有料を入れる 5 その他	36 	

※前払い金を受領していない場合は省略可
※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

利用料金の支払方式		□ 全額前払い力	式				
		□ 一部前払い・一部月払い方式					
		■ 月払い方式					
		口 選択方式	□ 全額前払い方式				
		(該当する方式全て選択)	□ 一部前払い・一部月払い方式				
			□ 月払い方式				
年齢に応じた金額設定		ロ あり	■ なし				
要介護状態に応じた金額設定		ロ あり	■ なし				
入院等による不在時における利用料金(月	払い)の取	■ 減額なし					
扱い		□ 日割り計算で減額					
		□ 不在期間が	日以上の場合に限り日割り計算で減額				
利用料金の改定	条件	費用および有料サービスの単価については、消費者物価指数及び 人件費、また諸種の経済状況の変化などを勘案し、事業の安定的 継続の視点から改定する場合があります。					
	手続き	契約書、もしくは第	覚書の再度取り交わしを行います。				

7	サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等										
	管理の方式	■ 自ら管理		管理業務を委託							
	委託する業務 の内容 (契約事項)										
	管理業務の委託	先先									
	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)									
	住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在 地)	(郵便番号 電話番号									
	修繕計画				тън ш						
	計画策定の 有無	□ あり	■ なし								
	大規模修繕の実 施予定			頃実施予	定						
	その他計画的な 修繕予定										
В	サービス付き高齢	者向け住宅と併設される高値	哈者居宅生活	支援事業を行う施設(言	亥当する場合のみ)						
	旅	記設の名称	提供さ	れるサービスの概要	事業所番号	事業所の場所					
	つばさ総合診療所	f	外来診療所		1112801876	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地					
	つばさ総合診療所 ン	f 通所リハビリテーショ	通所リハビ	リテーション	1112801876	■ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地					
						□ 同一の建築物内 □ 同一の敷地内 □ 隣接する土地					
	※表に記載された	:施設、サービスに限らず.	、介護サーヒ	ぶ事業者の選択は自由	とする。						
9	高齢者居宅生活	支援事業を行う者との連携	隽及び協力	(該当する場合のみ)							
	連携又は協力の相	手方									
	東米正の夕 籽	(ふりがな)									
	事業所の名称										
		(郵便番号)							
	事業所の所在地										
	**************************************				電話番号						
	連携又は協力の内 容										
1	O 保健医療サー	ビスを提供する体制に関す	する事項								
	保健医療サービス 事項	を提供する体制に関する	看護師が常見	駐しています。							
	L										



11 運営方針 別添5のとおり

12 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

当住宅は、基本方針及び埼玉県高齢者居住安定確保計画に照らして適切でございます。

13 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	地域に開かれた施設運営を行います。
サービスの提供内容に 関する特色	入居者様が安心して尊厳を保った生活を営めるように支援します。

護サービスの内容)※	入居継続支援加算	(I)	ロ あり		なし
	八冶桦机又该加昇	(I)			<u></u>
		(I)			<u></u>
	工石饭形的工建场加昇	(I)	あり		<u></u>
		(I)			<u></u>
	四分以及形动小木加子	(I)	あり		<u></u>
	A D L維持等加算	(I)			<u></u>
	スレールでサルチ	(I)	あり		<u></u>
		(I)			<u></u>
	1文间有 遗体则加昇	(I)			<u></u>
	五 若年性認知症入居者受入加 第	, ,	<u>■ めり</u>		<u></u>
	協力医療機関連携加算	(I)			<u></u>
	励力区旗版民建筑加昇	(I)			<u></u>
	 口腔・栄養スクリーニングガ		のり あり		<u>なし</u> なし
	科学的介護推進体制加算			<u></u>	
	LIFEへの登録	のり あり		<u>なし</u> なし	
	退居時情報提供加算			<u>なし</u> なし	
定施設入居者生活介	退院•退所時連携加算	■ あり		<u>なし</u> なし	
の加算の対象となる	を成りの時度場が昇 看取り介護加算	(I)			<u>なし</u> なし
·ービス体制の有無	有 収 ツ 川 暖 加 昇 	(I)	■ めり		<u>なし</u> なし
	<u></u> 認知症専門ケア加算	(I)	_ □		<u>なし</u> なし
		(I)			<u>なし</u> なし
	 サービス提供体制強化加算	(I)	ロ あり		<u></u>
	リーレス提供体制強化加昇	(I)			<u>なし</u> なし
		(III)			<u>なし</u> なし
	支数老板现实成为是你 点上	\/			
	高齢者施設等感染対策向上 加算	(II)	□ あり □ あり		<u>なし</u> なし
		(п)			
	新興感染症等施設療養費 生産性向上推進体制加算	(I)	■ あり		なし
	<u> </u>		口 あり		<u>なし</u>
		(I)	口 あり		<u>なし</u> なし
	介護職員寺処週以普加昇	(I)	口あり		
		(II)	■ あり		なし
		(III)	ロあり		なし
		(N)	口 あり		なし
	短期利用(介護予防)特定 活介護の算定	他設人居者生	□ あり	. ■	なし
.員配置が手厚い介護	□ あり (介護・看護	護職員の配置率	<u>:</u>)		
ービスの実施の有無			:		

(医療連携の内容)

佐簱連携の内容	/							
医療支援		■ 救急車	■ 救急車の手配					
		□ 入退院の付き添い						
		■ 通院介	■ 通院介助					
		□ その他	()					
協力医療機関	1	名称	医療法人社団白報会 つばさ総合診療所					
		住所	埼玉県入間市下藤沢3丁目25番1					
		診療科目	内科、整形外科、皮膚科、耳鼻科、眼科、精神科					
		協力内容	訪問診療、往診、健康診断、定期健康診断、他医療機関への紹介					
	2	名称						
		住所						
		診療科目						

	協力内容	
協力歯科医療機関	名称	医療法人社団白報会 つばさ総合診療所
	住所	埼玉県入間市下藤沢3丁目25 番 1
	協力内容	歯科診療

(入居後に居室を住み替える場合)

<u> </u>	<u> </u>	
入居後に居室を住み替え	る場合	□ 一時介護室へ移る場合
		□ 介護居室へ移る場合
		■ その他(健康上の理由)
判断基準の内容		
手続きの内容		■ 医師の意見を聞く
		□ 3か月間の観察期間を置く
		■ 本人及び身元引受人の同意を得る
追加的費用の有無		□ あり ■ なし
居室賃借権(利用権) <i>0</i> .)取扱い	□ あり ■ なし
前払金償却の調整の有無	ŧ	□ あり ■ なし
従前の居室との仕様の	面積の増減	■ あり □ なし
変更	便所の変更	□ あり ■ なし
	浴室の変更	□ あり ■ なし
	洗面所の変更	□ あり ■ なし
	台所の変更	□ あり ■ なし
収納設備の変更		□ あり ■ なし
	その他の変更	□ あり (変更内容)
		■ なし

入居に関する要件)		
入居対象となる者【表示事項】	自立している者	■ あり □ なし
	要支援の者	■ あり □ なし
	要介護の者	■ あり □ なし
留意事項	があります。外出、 す。お客様の来館の 事務所が不在になる	は、入浴者の体調等により日時を変更する場合外泊の時は、事前に施設に連絡をお願いしまの時間制限はありませんが、17:30 以降は IFる為、フロア職員にて扉の開閉を行います。扉介助中などの理由により、扉開閉までお時間がます。
事業主体から契約解除を求める場合	解約条項	入間藤沢幸楽園入居契約書第17条
	解約予告期間	相当の期間
入居者から契約解除を求める場合	解約条項	入間藤沢幸楽園入居契約書第18条
	解約予告期間	30日前
体験入居の内容	■ あり (内容 □ なし	F:1泊15,000円 食費・サービス料込み)
入居定員		120人
その他		

14 職員体制

(職種別の職員数) ※サービス付き高齢者向け住宅事業(以下「住宅事業」という。)の職員数

44X TE	城住別の城員数/ スソ ころりと同節行門リエモデ末(次一) 正七デ末」という。/の城員数								
		職員数	(実人数)	88人			247 #T 142 VA		
	職種		常	勤	非	常勤	常勤換算 人数※1		
		合計	専従	非専従	専従	非専従	八数小		
管理	里者	1	1				1		
生》	舌相談員	2	2				2		
直拉	妾処遇職員	64	48		16				
	介護職員	58	45		13		54. 8		
	看護職員	6	3		3		5. 2		
機能	밚訓練指導員	1	1				0. 5		
計画	画作成担当者	3	2		1		2. 7		
栄養	養士								
調明	里員 (委託)	10	3		7				
	务員	3	3				3		
その	の他職員	5			8		4. 2		
1 i	間に常勤の従業者が勤務す	べき時間	数※1				40 時間		

- ※1 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要
- (注1)併設の介護保険事業所の勤務時間は表に含めない。

(特定施設入居者生活介護等の勤務時間は含む。)

(注2)常勤・非常勤、専従・非専従について

…住宅事業にのみ従事し、法人の就業規則等で定める常勤の者。

「非常勤 …常勤以外の者。併設の介護保険事業所と兼務する職員は必ず非常勤に該当。

「専従 …住宅事業で1つ 非専従 …専従以外の者。 …住宅事業で1つの職種のみで勤務する者。

- (注3)業務委託により配置される職員がいる場合は、人数の後ろに(委託))と記載すること。
- (注4)常勤換算人数とは、従業者の住宅事業の勤務延時間数を、法人の就業規則等で定める常勤

(資格を有している介護職員の人数)

CID CID CO ON INCOMPCONTO							
	職員数	(実人数)	58人	•			
職種	合計	常	勤	非常勤			
		専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	0						
介護福祉士	13	7		6			
実務研修の修了者	8	8					
初任者研修の修了者	21	18		3			
介護支援専門員							

⁽注1)(職種別の職員数)の介護職員が保有する資格について記入。

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	職員数						
職種	合計	常	勤	非常勤			
		専従	非専従	専従	非専従		
看護師又は准看護師	1	1					
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
柔道整復師							
あん摩マッサージ指圧師							

⁽注1)(職種別の職員数)の機能訓練指導員が保有する資格について記入。

(夜勤を行う職員の人数)

牧動で1] ノ戦貝の入数/								
夜勤帯の設定時間(17 時	30 分~	~ 8 時	30 分)				
職種		平均人数			最小時人数※			
介護職員		7	人		7	人		
看護職員		0	人		0	人		
※最少時人数は、休憩中の職員も勤務している人数として計上。								

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用			口 1.5:1以上
者に対する看護・介護職員の割	【表示事項】		□ 2.0:1以上
合			□ 2.5:1以上
(一般型特定施設以外の場合、 省略可能)			■ 3.0:1以上
百吨 · 1 · 11 · 11 /	実際の配置比率(記入日時点での 利用者数:常勤換算職員数)		2. 5 : 1
外部サービス利用型特定施設の			人
介護サービス提供体制(該当し	訪問介護事業所の名称		
ない場合、省略可能)	訪問看護事業所の名称		
	通所介護事業所の名称		

⁽注2)1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。

⁽注2)1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。

(職員の状況)

\ <u>1986 3</u> -7	[U) 1\(\)\(\)												
管理	管理者の氏名				松木 佑介								
		職名			施設長								
		他の職務との兼務			□ あり ■ なし								
		業務に	係る資権	各等		■ あり							
						資料	各等の名	名称	介	護福祉	±		
						なし							
		生活村	目談員	介護	職員	看護	職員	機能訓絲	東指導員	計画作成担当者			
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	F度1年間の採 6数			4		1	1						
前年 職者	F度1年間の退 6数			5	2	1	1						
	1年未満			3			1						
経	1年以上 3年未満			15	6	2	2						
経験年数	3年以上 5年未満			10	2	1							
数	5年以上 10年未満			17	5								
	10年以上												
従	業者の健康診断	所の実施				あり			なし		,		

1 5 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】 (<u>入居者の人数)</u>

<u>八石石 </u>		
性別	男性	26人
	女性	90人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	7人
	75歳以上85歳未満	35人
	85歳以上	74人
要介護度別	自立	0人
	要支援 1	5人
	要支援2	6人
	要介護 1	26人
	要介護 2	21人
	要介護3	20人
	要介護 4	23人
	要介護 5	15人

入居期間	6ヶ月未満	18人
	6ヶ月以上1年未満	13人
	1年以上5年未満	52人
	5年以上10年未満	33人
	10年以上15年未満	0人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	86. 4	歳
入居者数の合計	116	人
入居率※	97	%

[※] 入居者数の合計を入居定員数で除した割合。

一時不在の者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

(III CALL OF A	V 147-7			_
退去先別の人数	自宅等	1	人	
	社会福祉施設	4	人	
	医療機関	7	人	
	死亡者	20	人	
	その他	2	人	
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	7	人	(解約事由の例) 在宅復帰、特別養護老人ホームへの 入居等

16 苦情・事故等に関する体制 (利用者からの苦情に対応する窓

〔 <u>利用者から</u>	の苦情に対応する窓口	
1	窓口の名称	入間藤沢幸楽園 苦情相談窓口
	電話番号	04-2901-8989
	対応している時間	8:30~17:15
	- 44-	なし(苦情受付担当者が不在の
	定休日 	場合は翌日受付となります。)
2	窓口の名称	埼玉県福祉部高齢者福祉課
	電話番号	048-830-3254
	対応している時間	8 : 30~17 : 15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
3	窓口の名称	埼玉県都市整備部住宅課
	電話番号	048-830-5562
	対応している時間	8 : 30~17 : 15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
4	窓口の名称	埼玉県国民健康保険団体連合会
	電話番号	048-824-2761
	対応している時間	8 : 30~17 : 15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
5	窓口の名称	入間市役所 福祉部 高齢者支援課
	電話番号	04-2964-1111
	対応している時間	8 : 30~17 : 15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
6	窓口の名称	入間市消費生活センター
	電話番号	04-2963-5199
	対応している時間	9:30~16:30
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
7	窓口の名称	埼玉県消費生活支援センター
	電話番号	048-261-0999
	対応している時間	9:00~17:00
	定休日	日曜、祝日、12/29~1/3

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

(プロスの近代により知道)、C字収が	<u> </u>	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
損害賠償責任保険の加入状況		あり	(その内容)
			あいおいニッセイ同和(株)賠償損害保険に加入
		なし	
賠償すべき事故が発生したときの対応		あり	(その内容)
			利用者に対するサービスの提供に当たって、事故が 発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した 場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者 に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失があ る場合は、事業者賠償責任を免除され、又は賠償額を減額 することがあります。
		なし	
事故対応及びその予防のための指針		あり	□ なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

17/11日午の心儿とに達する呼叫、お二日	1-6-9		ンへがら ひくかり NT /		
利用者アンケート調査、意見箱等利用		あり	実施内容	各階に意見箱を設置	
者の意見等を把握する取組の状況			結果の開示	ロ あり	なし
		なし			
第三者による評価の実施状況		あり	実施日		
			評価機関名称		
			結果の開示	ロ あり	なし
		なし			

17 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	公開していない
管理規程	入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	公開していない
事業収支計画書	入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	公開していない
財務諸表の要旨	入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	公開していない
財務諸表の原本	入居希望者に公開	□ 入居希望者に交付	公開していない

18 その他

運営懇談会		あり	(開催頻度)	年		
		なし	■ 代替	措置あり		(内容)
						書面や電話による定期報告を実施。
			□ 代替	措置なし		
提携ホームへの住み替		あり	(提携ホーム	4名:)
え※		なし				
高齢者の居住の安定確 保に関する法律第5条 第1項に規定するサー ビス付き高齢者向け住 宅の登録	-	あり		なし		
埼玉県有料老人ホーム		なし				
設置運営指導指針の不 適合事項		あり	(その内容)			
※提携ホームとは、(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受けている提携施設を指す。						

(添付資料) 別添1(役員名簿(法第6条第1項第3号に該当する者))

別添2(役員名簿(法第6条第1項第4号に該当する者))

別添3 (住宅の規模並びに構造及び設備等)

別添4 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの概要)

別添5 (運営方針)

別添6 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表)

別添7 (事業主体が埼玉県内で実施する事業所一覧)

説明年月日 年 月 日

_______様に対して、<u>入居</u>契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項 を説明しました。

登録事業者名 医療法人社団白報会					
所在地	埼玉県草加市栄町3丁目1番14-3号				
77 E-25	河亚水中加州水利01日1日11 0.7				
代表者名	白昌善				
説明者氏名					

私は上記事業者から、<u>入居</u>契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

── 役員名簿 (高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第3号に該当する者)

(ふりがな)	
氏 名	役名等
はく まさよし	
白 昌善	理事長
はく ゆみこ	
白 裕美子	理事
むらた けん	
村田 健	理事
にしむら るり	
西村 瑠里	理事
かわしま はつや	
川嶋 八也	理事
あさい やすきよ	
浅井 保清	理事
ふじもり つとむ	
藤森 努	理事
せき けんろう	
関 健朗	理事
おだか けんいち	
小髙 謙一	理事
たしろ ともゆき	
田代 友之	理事
とだ のぶこ	
戸田 信子	理事
きん あみ	
金 亜美	理事
さいとう ちづこ	
齋藤 千鶴子	理事
ちょう ちゃんひ	
趙 昌熙	理事
ぱく ひゅんぎょん	
朴 賢敬	理事
そん しゅくぎょん	
宋 淑京	理事
はく ゆき	ти ф
白 由紀	理事
はく あきよし	ти ф
白 明善	理事
とくうみ ひであき	
徳海 秀明	理事
はく あやか	
白 彩花	理事
はく ゆうき	ти ф
白 祐希	理事
きたむら たつや	
北村 達也	理事
もり たいすけ	

森 泰祐	理事
さかもと まさし	
坂本 昌史	理事

別添2

<u></u> 役員名簿 (高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第4号に該当する者)

(ふりがな)	
氏 名	役名等